

警察庁丙サ企発第18号
令和5年5月9日

日本医療法人協会会長 殿

警察庁サイバー警察局長

サイバーセキュリティ対策における都道府県警察との連携強化について
(依頼)

平素より、警察行政各般にわたり、御理解と御協力をいただいていますことに、
厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いており、
警察庁が把握した企業・団体等におけるランサムウェアの被害は、令和2年下半
期以降右肩上がりで増加しています。医療機関の情報システムがランサムウェ
アに感染すると、保有する情報資産(データ等)が暗号化され、電子カルテが利用
できなくなり診療に影響が生じた事案も発生しております。

こうした状況を踏まえ、サイバーセキュリティ対策におきましては、下記の事
項を参考にし、都道府県警察との連携強化に取り組んでいただきますよう、貴協
会の会員等に周知方よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 平時における連携

(1) 会員医療機関に対する注意喚起

警察庁及び厚生労働省が提供するぜい弱性情報等について、診療に影響
が生じるおそれがあることから、確実な周知をお願いいたします。

(2) セミナー等における都道府県警察による講演等

貴協会がサイバーセキュリティに関連したセミナー等を主催する場合は、
必要に応じ、講演等を実施するよう警察庁又は都道府県警察と調整をお願い
します。

(3) サイバー事案発生時に備えた都道府県警察の連絡先の事前確認

都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口については、警察庁ウェブサイト
にて公開していますので、貴協会の会員等に周知をお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

2 被害発生時における連携

(1) 被害発生時における速やかな通報・相談

サイバー事案の被害が発生した際は、速やかに都道府県警察のサイバー

犯罪相談窓口又は最寄りの警察署に通報・相談をしていただくよう、貴協会の会員等に周知をお願いいたします。

(2) 初動対応時における捜査活動に対するご協力

サイバー事案発生時における初動対応におきましては、可能な範囲で、外部接続機器を中心とした通信ログの保全に努めていただくよう、貴協会の会員等に周知をお願いいたします。

また、

- ・被害端末に関する情報(データの暗号化の有無、具体的な症状等)
- ・インターネットに接続可能な機器に関する情報(機器名、利用状況、パッチ適用の有無等)
- ・業務への影響、復旧方針等

に関して都道府県警察が実施する捜査において教示していただくよう周知をお願いいたします。また、ネットワーク構成や通信ログ等の保存状況等については、平時から保守業者等に確認していただくよう貴協会の会員等に周知をお願いいたします。

(3) 個別相談先

本依頼内容を含め、サイバー事案に関するご相談は、1 (3)に記した都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口までご相談いただくよう貴協会の会員等に周知をお願いいたします。

以上